

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>II 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>II-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 少額短期保険募集人の教育・管理・指導</p> <p>少額短期保険業者においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、少額短期保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。</p> <p><u>また、少額短期保険業者においては、営業面への影響の大きさにかかわらず、保険代理店における体制整備や保険募集等の適切性について、日常的な教育・管理・指導に加え、代理店監査等を通じて検証し、課題等が認められた場合には期限を定めて改善を求めるなど、保険代理店に対する指導等が適切に行われるよう、その実効性を十分に確保しているか。</u></p> <p>[①・② 略]</p> <p>③ 保険代理店等に対する監査について</p> <p>営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集に関する業務内容について</p>	<p>II 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>II-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 少額短期保険募集人の教育・管理・指導</p> <p>少額短期保険業者においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、少額短期保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。</p> <p>[①・② 同左]</p> <p>③ 代理店等に対する監査について</p> <p>事務所及び募集代理店等の保険募集に関する業務内容について、以下</p>

改正案	現行
<p>て、以下のような点を含めて、<u>監査等を適切に実施し、営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。</u></p> <p>また、<u>監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点及び保険代理店に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。</u></p> <p>ア. <u>営業所等の拠点及び保険代理店に対する監査等の周期は、営業所等の拠点及び保険代理店の業務の品質を確保するうえで有効なものとなっているか。</u></p> <p>イ. <u>監査等を実施する営業所等の拠点及び保険代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u></p> <p>ウ. <u>監査等の手法として、保険代理店による自己点検のみに依拠することなく、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>(5) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>少額短期保険業者による少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く。)に対する指導等の状況については、少額短期保険業者に対する深度あるヒアリング等のオフサイト・モニタリングを行うことや、必要に応じて法第 272 条の 22 に基づく報告を求めると、法第 272 条の 23 に基づく立入検査の実施を通じて把握することとする。その上で、重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 25 に基づき行政処分を行うものとする。</u></p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p>	<p>のような点を含めて、<u>監査等を適切に実施し、代理店等の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。</u></p> <p>また、<u>監査等において内部事務管理が不適切な代理店等に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。</u></p> <p>ア. <u>代理店等に対する監査等の周期は、代理店業務の品質を確保するうえで有効なものとなっているか。</u></p> <p>イ. <u>監査等を実施する代理店等の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p>

改正案	現行
<p>[(1)～(12) 略]</p> <p>(13) その他</p> <p>① 保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、以下のような措置が講じられているか。</p> <p>ア. 業績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為を防止するための措置。</p> <p>[イ. ～ エ. 略]</p> <p>[② 略]</p> <p>[(14) 略]</p> <p>Ⅱ-3-3-8 少額短期保険募集人の体制整備義務(法第 294 条の 3 関係)</p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p>(6) <u>二以上の所属保険会社等を有する少額短期保険募集人が、保険会社等に対して過度の便宜供与を求めることは、当該少額短期保険募集人において、便宜供与の実績に応じて特定の保険商品を推奨する事態を誘発し、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するおそれがあるため、防止さ</u></p>	<p>[(1)～(12) 同左]</p> <p>(13) その他</p> <p>① 保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、以下のような措置が講じられているか。</p> <p>ア. 業績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、<u>特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない</u>行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為を防止するための措置。</p> <p>[イ. ～ エ. 同左]</p> <p>[② 同左]</p> <p>[(14) 同左]</p> <p>Ⅱ-3-3-8 少額短期保険募集人の体制整備義務(法第 294 条の 3 関係)</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>れる必要がある。</u></p> <p><u>そこで、二以上の所属保険会社等を有する少額短期保険募集人は、比較推奨販売を行う場合には、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、Ⅱ-3-3-11を踏まえ、保険会社等に対し過度の便宜供与を求めると及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じて、以下の措置を講じているか。</u></p> <p><u>(注) 一の保険会社等に専属する少額短期保険募集人であっても、専属の維持の見返り等として、保険会社等に対し過度の便宜供与を求めると及び保険会社等から過度の便宜供与を受け入れることがないように、適切な措置を講じる必要がある。</u></p> <p><u>ア. 過度の便宜供与の判断基準に係る社内規則等の策定</u></p> <p><u>イ. 上記ア.の社内規則等を踏まえた、少額短期保険募集人による保険会社等に対する便宜供与の要求及び受入れの制限に関する適切な教育・管理・指導の実施</u></p> <p><u>ウ. 保険会社等からの便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証</u></p> <p><u>エ. 上記ウ.の確認・検証結果を踏まえた、経営陣における評価・対応の検討</u></p> <p><u>オ. 自社の比較推奨販売への影響が生じていると認められる場合における、適切な解消措置の実施及び改善に向けた態勢整備</u></p> <p>[(7)・(8) 略]</p> <p>(9) 上記のほか、少額短期保険募集人による保険募集管理態勢については、少額短期保険募集人の規模や業務特性に応じて、Ⅱ-3-3-1からⅡ-3-3-6に準じて扱うものとする。</p>	<p>現行</p> <p>[(6)・(7) 同左]</p> <p>(8) 上記のほか、少額短期保険募集人による保険募集管理態勢については、少額短期保険募集人の規模や業務特性に応じて、Ⅱ-3-3-1からⅡ-3-3-6に準じて扱うものとする。</p>

改正案	現行
<p>(10) <u>少額短期保険募集人の体制整備の状況については、深度あるヒアリング等のオフサイト・モニタリングを行うことや、必要に応じて法第 305 条に基づき報告を求め、同条に基づく立入検査の実施を通じて把握する。その上で、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は法第 307 条第 1 項に基づき行政処分を行うものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-3-11 保険代理店等に対する便宜供与</u> <u>「総合指針Ⅱ-4-2-12 <保険代理店等に対する便宜供与>」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-3-12 保険代理店に対する出向</u> <u>「総合指針Ⅱ-4-2-13 <保険代理店に対する出向>」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-5-3 保険金等支払管理態勢</u> <u>「総合指針Ⅱ-4-4-3 <保険金等支払管理態勢>」に準じて取扱うものとする。</u></p>	<p>(9) <u>少額短期保険募集人の体制整備の状況に問題があると認められるときは、必要に応じて法第 305 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は法第 307 条第 1 項に基づき行政処分を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>Ⅱ-3-5-3 保険金等支払管理態勢</u> <u>Ⅱ-3-5-3-1 意義</u> <u>保険金等の支払いは、少額短期保険業者を含む保険業者の基本的かつ最も重要な機能であることから、保険金等支払事務が適時・適切に実施できるための支払管理態勢を構築しておくことが重要である。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-5-3-2 主な着眼点</u> <u>「総合指針Ⅱ-4-4-2(2)<保険金等支払管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-5-3-3 監督手法・対応</u></p>

改正案	現行
<p>II-3-15 少額短期保険業者の営業推進態勢</p> <p><u>「総合指針II-4-13 <保険会社の営業推進態勢>」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p>II-3-16 共同保険契約</p> <p>II-3-16-1 意義</p> <p><u>少額短期保険業者が他の少額短期保険業者と共同保険契約を引き受ける場合、自らの引受け分以外の部分について、連帯責任を負うものではないことから、共同保険契約の保険金額の上限は、各参加者の引受限度額を合計した保険金額まで認められている。</u></p> <p><u>他方で、共同保険契約は、元来、単独での引受けが困難な大きなリスクに対応する等のリスク分散・平準化のための行為であることから、少額短期保険業者の事業規模や引受保険金額に上限を設けた趣旨に反しないよう留意する必要がある。</u></p> <p><u>例えば、共同保険契約を引き受ける複数の少額短期保険業者が、実質的に一体として経営や業務運営をしている場合においては、少額短期保険業者が引き受けられる保険金額に上限を設けた趣旨に反する蓋然性が高い。</u></p> <p><u>さらに、少額短期保険持株会社や少額短期保険主要株主等が、複数の少額短期保険業者を傘下に置き、傘下の少額短期保険業者間において共同保険契約を引き受ける場合には、グループ単位で見ると、個社ごとのリスク</u></p>	<p><u>保険金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条の26に基づき行政処分を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>が遮断されていないおそれがあることから、適切に共同保険契約を引き受けるための態勢を整備することが重要である。</u></p> <p>Ⅱ-3-16-2 主な着眼点</p> <p><u>(1) 少額短期保険業者が、上記意義を踏まえ、他の少額短期保険業者と共同保険契約を引き受ける場合、下記について検証することとする。</u></p> <p><u>① それぞれの少額短期保険業者が、経営管理、人的構成、財務の観点から独立し、リスクを遮断できているか。</u></p> <p><u>(注) 少額短期保険持株会社が、経営管理業務（法第 272 条の 38 第 1 項）や共通・重複業務（法第 272 条の 38 の 2 第 1 項）として行うものなど、グループにおけるガバナンスの確保又は業務の一体的かつ効率的な運営を行う上で合理的な理由がある場合には、個別具体的に判断するものとする。</u></p> <p><u>② 少額短期保険業者において、共同保険契約に関し、適切な保険募集を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>例えば、保険募集時において、セーフティネットがないことの説明に加え、募集資料等により、共同保険契約であること、自らの引受け以外の部分について連帯責任を負うものではないこと、さらに、他の少額短期保険業者が破綻した場合、必要な保障・補償額が得られない可能性があることを保険契約者等に明示し、説明するなど、共同保険契約に係るリスクも含めた商品内容を適切に説明する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(2) 少額短期保険持株会社や少額短期保険主要株主等が、複数の少額短期保険業者を傘下に置き、傘下の少額短期保険業者間において共同保険</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>契約を引き受ける場合、下記について検証することとする。</u></p> <p>① <u>少額短期保険持株会社又は少額短期保険主要株主において、共同保険契約に関する保険引受リスクをグループ全体として適切に管理できる体制や、傘下の少額短期保険業者を必要に応じて指導できる態勢が構築されているか。</u></p> <p>② <u>少額短期保険持株会社又は少額短期保険主要株主において、傘下の少額短期保険業者に対して、グループでのリスク集積を踏まえた増資等の十分な資金援助ができる財政基盤があり、実際に資金援助等が必要となる場合に継続的に対応し得るか。</u></p> <p><u>(注) 上記(2)に該当しない少額短期保険業者が共同保険契約を引き受ける場合においても、当該少額短期保険業者の株主その他資本関係等を考慮しつつ、上記に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-16-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>共同保険契約について、少額短期保険業者の事業規模や引受保険金額の上限に係る規制の潜脱にあたるなどの懸念があると認められる場合は、必要に応じて法第 272 条の 22 に基づき報告を求める。その上で、重大な問題があると認められるときには、法第 272 条の 25 又は法第 272 条の 26 に基づき行政処分を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、今後の少額短期保険業を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き本指針「Ⅱ-3-16 共同保険契約」のあり方を検討していくことを前提として、当分の間、上記「Ⅱ-3-15-2 主な着眼点」に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>V. 保険仲立人関係</u></p> <p><u>「総合指針 V <保険仲立人関係>」に準じて取扱うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<u>VI.</u> 無登録等業者に係る対応 [(1)～(2) 略]	<u>V.</u> 無登録等業者に係る対応 [(1)～(2) 同左]